

令和5年度

福島町議会
定例会11月会議

議会提出議案

説明資料

福島町議会

令和5年度福島町議会定例会 11月会議 議会提出議案説明資料目次

番号	件名	頁
発委9	福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例	1

発委第9号関係

福島町議会議員歳費・費用弁償等条例の一部を改正する条例

1 改正の理由について

町は、令和5年8月7日の人事院勧告に基づき、特別職の期末手当支給月数を、現行の年「4.40月」から「0.10月」引き上げ、年「4.50月」に改定する条例を定例会11月会議に提案しております。

議会議員の期末手当については、平成28年度より特別職と同じ内容としていることから、議会議員についても、支給月数を年「4.50月」に引き上げようとするものです。

2 改正の内容について

期末手当の支給月数の改定内容は、次のとおりです。

・令和6年度以降

区分	6月期	12月期	計
特別職	2.25月	2.25月	4.50月
議員	改定後(A)	2.25月	4.50月
	現行(B)	2.20月	4.40月
	増減(A-B)	0.05月	0.10月

・令和5年度の取扱い

区分	6月期	12月期	計
特別職	2.20月	2.30月	4.50月
議員	改定後(A)	2.20月	4.50月
	現行(B)	2.20月	4.40月
	増減(A-B)	0.00月	0.10月

3 施行期日について

公布の日から施行します。

ただし、令和5年12月の期末手当については、「2.20月」を「2.30月」とします。

4 改正に伴う影響額について

条例改正に伴う影響額は、236,279円の増となりますが、現状の予算で対応できるため補正はありません。

(単位：円)

予算減額 A	支出済額 B	支出予定額 C	決算見込額 B+C	予算残額 A-(B+C)
10,647,000	4,683,030	5,434,417	10,117,447	529,553